

大個審第73号  
(答申第222号)  
平成22年11月24日

大阪府知事様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 市川正人

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成22年11月11日付け交環第1557号で諮詢のありました「不法投棄監視カメラによる個人情報の取扱い」に係る大阪府個人情報保護条例第7条第3項第7号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

#### 記

- 1 本件不法投棄監視カメラ（以下「カメラ」という。）の設置に際しては、個人のプライバシーに配慮し、カメラの位置等を工夫することにより、できる限り不法投棄と関係のない個人情報を収集しないよう努めること。
- 2 カメラの設置及びこれによる個人情報を収集することについて、標識の設置等により、通行者等に周知を行うこと。
- 3 カメラの設置に当たっては、カメラにより収集した個人情報（以下「収集個人情報」という。）について、盗難等によって第三者による不正な収集が行われることのないよう、当該個人情報が記録された媒体について十分な保護措置を講じること。
- 4 収集個人情報の管理責任者を定め、当該個人情報に関する職員及び映像を確認するコンピュータについては、あらかじめ当該管理責任者が指定したものに限定すること。
- 5 収集個人情報は、不法投棄の調査並びに道路法その他関係法令に基づく行政指導及び監督処分を行う目的以外の目的のために利用しないこと。

- 6 収集個人情報のうち、明らかに不法投棄との関係が認められないものは、保存せず速やかに廃棄すること。  
また、保存する必要がある収集個人情報については、保存期間終了後、速やかに廃棄すること。
- 7 収集個人情報の実施機関以外のものへの提供は、関係法令違反の悪質な不法投棄について刑事訴訟法第239条に基づく告発を行う場合又は同法第197条第2項及び同法第279条に基づく照会に対する回答を行う場合に限定するとともに、提供する個人情報は、必要な範囲に限定すること。
- 8 収集個人情報について、漏えい、流出等が起こらないよう十分留意すること。
- 9 今後、当審議会の答申において承認した箇所以外にカメラを設置し、個人情報の収集等を行う場合は、あらかじめ審議会に諮問すること。